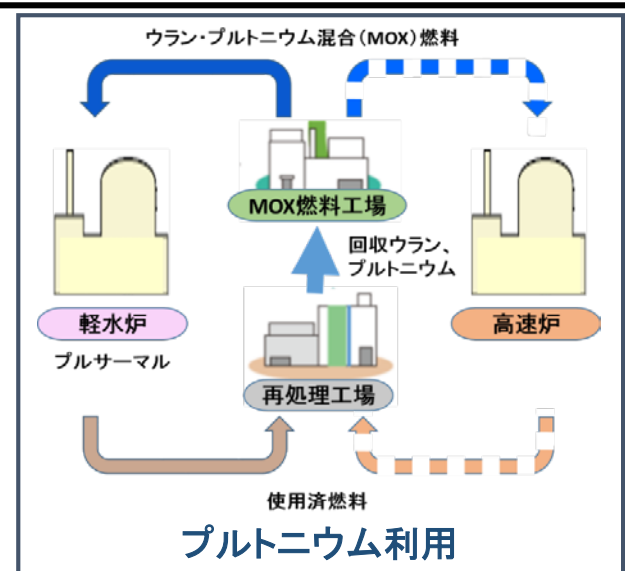


# 我が国のプルトニウム利用について

2018年7月31日  
原子力委員会

# 1. 経緯

- 我が国は、原子力発電所から出る使用済燃料を再処理をすることでプルトニウム等を回収し、再度原子力発電所の燃料として用いる、核燃料サイクル政策をとっている。
- 一方、プルトニウムは、核不拡散の観点から、国際的にも厳重な管理が求められる。
- これについて、我が国のプルトニウムを含むすべての核物質は、平和的活動にあるとのIAEAによる結論が得られている。

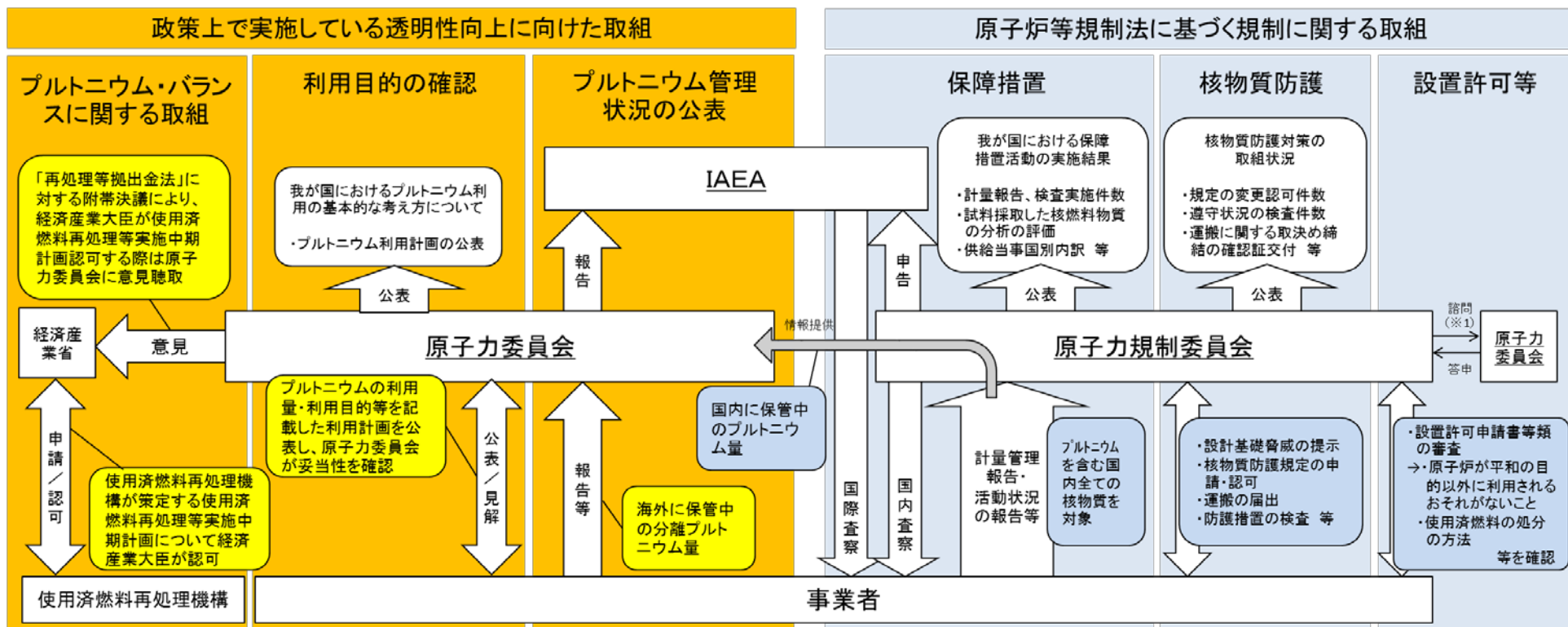


## <参考>

日本は、長年にわたりIAEA保障措置を受け入れてきた実績があり、IAEAにより「申告された核物質の平和的活動からの転用の兆候」がなく、「未申告の核物質及び原子力活動の兆候」がなく、また「全ての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との「拡大結論(Broader Conclusion)」を得られている。これらのことから、制度上、我が国のプルトニウムの平和利用は、高い水準で確認されており、これは、炉規制法の適切な運用により担保されている(炉規法上の平和利用)

- さらに、プルトニウム利用に対する懸念を生じさせないため、プルトニウム利用の透明性向上を図ること、及び国内外に保有するプルトニウムに関して適切に対処していることを示すことにより内外の理解を得ることが重要である。
- そのため、原子力委員会としては、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を示すとともに、プルトニウム管理状況の公表やプルトニウム利用計画の策定・公表など積極的な情報発信を進めている。(政策上の平和利用)

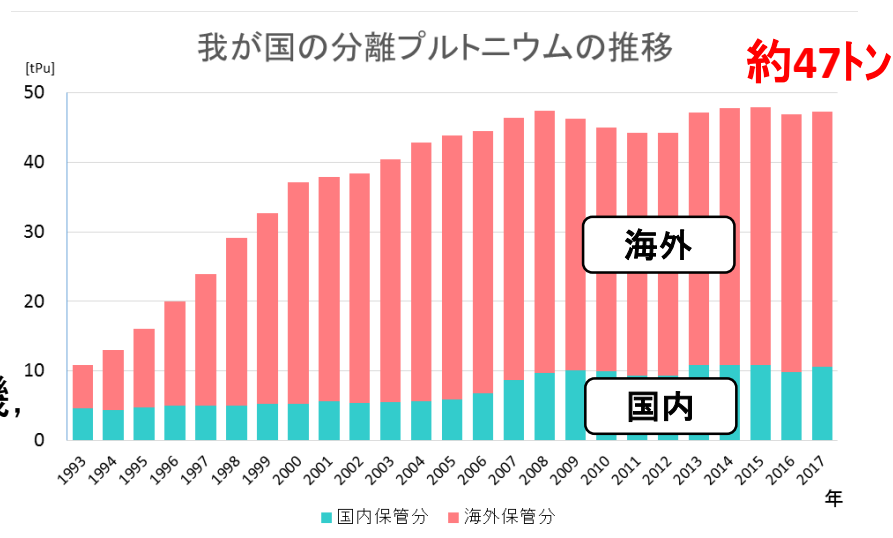
# ＜原子力の平和利用を担保する体制＞



※1 原子炉、貯蔵施設、再処理施設について実施(法定手続き)。

## 2. 現状

- 我が国は、現在（平成29年末時点）、**約47トン**のプルトニウムを保有している。  
（国内：約11トン，英：約21トン，仏：約15トン）
- また、下記のような**原子力利用をめぐる状況変化**がある。
  - (1)消費サイド：
    - ①プルサーマルの遅れ（現在4基：伊方原発3号機，高浜原発（3号機、4号機），玄海原発3号機）
    - ②「もんじゅ」の廃炉決定
  - (2)生産サイド：  
六ヶ所再処理工場が2021年度上期に竣工を計画
  - (3)国際社会による関心増大



海外保管分

英 約21トン  
仏 約15トン

国内保管分

商用 約6トン  
研究用等 約5トン

## 3. 方針

- 原子力委員会はかねてより、「**我が国のプルトニウム利用の基本的な考え方(2003)**」を公表している。今般、国際社会との連携・核不拡散の観点も重要視し、平和利用に係る透明性を高めるため、**我が国の自主的な方針として本考え方を改定・公表**することとする。
- また、同文書をIAEA加盟国に対する回章(INFCIRC)によって、国際社会に周知する。

## 4. 我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方

我が国は、上記の考え方に基づき、プルトニウム保有量を減少させる。プルトニウム保有量は、以下の措置の実現に基づき、現在の水準を超えることはない。

- 1.再処理等の計画の認可(再処理等拠出金法)に当たっては、六ヶ所再処理工場、MOX燃料加工工場及びプルサーマルの稼働状況に応じて、プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行う。その上で、生産されたMOX燃料については、事業者により時宜を失わずに確実に消費されるよう指導し、それを確認する。
- 2.プルトニウムの需給バランスを確保し、再処理から照射までのプルトニウム保有量を必要最小限とし、再処理工場等の適切な運転に必要な水準まで減少させるため、事業者に必要な指導を行い、実現に取り組む。
- 3.事業者間の連携・協力を促すこと等により、海外保有分のプルトニウムの着実な削減に取り組む。
- 4.研究開発に利用されるプルトニウムについては、情勢の変化によって機動的に対応することとしつつ、当面の使用方針が明確でない場合には、その利用又は処分等の在り方について全てのオプションを検討する。
- 5.使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を着実に実施する。

加えて、透明性を高める観点から、今後、電気事業者及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)は、プルトニウムの所有者、所有量及び利用目的を記載した利用計画を改めて策定した上で、毎年度公表していくこととする。